



米国会計関連情報 最近の論点

EITF-最終コンセンサス及びコンセンサス案を承認

FASBの発生問題専門委員会(Emerging Issues Task Force, EITF)は、2014年3月13日の会議で4つの論点を討議し、1つのコンセンサス及び1つのコンセンサス案の公表を承認した。

FASBがこれらの最終コンセンサス及びコンセンサス案の公表を承認した場合、最終コンセンサスは強制力のある基準となり、コンセンサス案はコメント募集のために公表される。FASBは、2014年3月26日の会議において最終コンセンサス及びコンセンサス案の公表について検討する予定である¹。

【論点】

- **最終コンセンサス:**
報酬の条件として勤務条件期間後に達成される可能性がある業績目標を定めた株式に基づく報酬の会計処理(EITF論点13-D)
- **コンセンサス案:**
特定の状況における新しい会計の基礎(プッシュダウン)の認識(EITF論点12-F)

【主な影響】

- **株式に基づく報酬:**
勤務条件期間後に達成される可能性のある業績目標は、業績条件として取り扱うべきとするガイダンスを最終コンセンサスは提示している。
- **プッシュダウン会計:**
コンセンサス案により、支配を新たに獲得する親会社による取得時に、被取得企業がプッシュダウン会計を任意適用することを認めることが提案されている。

¹ (訳者注) FASBは、2014年3月26日のボード会議において、上記の最終コンセンサスを承認し、コンセンサス案を公表することを承認した。 www.fasb.org を参照。

【最終コンセンサス】

報酬の条件として勤務条件期間後に達成される可能性がある業績目標を定めた株式に基づく報酬の会計処理(EITF論点13-D)

EITFは、勤務条件期間後に達成される可能性がある業績目標を、報酬の業績条件として取り扱わなければならないとする最終コンセンサスを承認した。

これらの業績条件は、報酬の付与日における公正価値の見積りには反映されない。業績目標が勤務条件期間終了前に達成される可能性が高くない(not probable)場合、報酬コストは業績条件の達成可能性が高くなった(probable)際に認識される(これは報酬受領者の退職後に達成される可能性がある一方で、達成されない可能性もある)。達成される可能性が高いと見込まれていた業績目標の達成可能性が高くなった場合、または勤務条件を充足する前に報酬が失効した場合には、過去に認識された報酬コストは戻入処理される。

将来の勤務を提供することなく報酬を受け取る可能性のある退職資格を有する従業員への付与についても、報酬に係る業績目標が退職後達成される可能性が高い場合には、同様の取り扱いが要求される。

設例1: 業績条件アプローチ(Performance Condition Approach)

前提条件

- 非公開企業であるTechnology Company(以下、TC社)は、3年間の勤務条件が付された権利未確定の株式を従業員に付与する。この株式は、TC社が付与日から10年以内に新規株式公開(initial public offering, IPO)を完了した場合にのみ権利が確定する。付与日から10年以内にIPOが行われない場合、この株式に基づく報酬は失効する。
- 従業員は3年経過後に退職したとしても、IPOが10年以内に行われた場合は株式を受け取ることができる。
- この株式に基づく報酬は資本に分類され、失効は予想されておらず、実際に失効していない。IPOは4年目に行われたが、4年目まではIPOが行われる可能性は高くなかった。
- 付与日における報酬の公正価値は1億ドルである。この報酬は権利確定条件以外の条件が付されていないため、付与日の公正価値は、IPOの不確実性を反映するための割引計算をしていない。

分析

- IPOが行われる可能性は高いとみなされていなかったため、3年間の勤務期間において報酬費用は認識されていない。
- 4年目に報酬費用1億ドルを認識する。

このガイダンスは、適用日以降に付与または変更された株式に基づく報酬について将来に向かって適用するか、または修正遡及アプローチを用いて適用することができる。修正遡及アプローチでは、適用日時点で表示される最も古い事業年度の期首以降に存在する株式に基づく報酬に適用される。

公開企業については、2015年12月16日以降開始する期中期間及び事業年度から適用される。非公開企業については、事業年度に関しては公開企業と同じ適用日を適用するが、期中期間については、適用開始事業年度の後に開始する期中期間までは適用する必要はない。早期適用は認められる。

背景及び所見

企業が業績条件を含む株式に基づく報酬を付与した場合、権利確定に必要な勤務に従業員が提供した後でその業績条件が充足された場合であっても、従業員が報酬を受け取ることができる場合がある。例えば、非公開企業はIPOに際してのみ権利確定することがある。企業はまた、報酬を受け取るのに将来の勤務の提供が要求されない退職資格を有する従業員に、収益に基づいた業績条件が付された報酬を与えることもある。

このような株式に基づく報酬について、実務上の会計処理にはばらつきがある。一部の企業は、これらを業績条件として会計処理し、その達成可能性が高い場合にのみ報酬費用を認識している。また、それらの条件が権利確定後の制限（または、株式オプションの場合には権利行使に対する制限）であり、報酬の付与日における公正価値に組み込み、権利確定に必要な勤務期間にわたって（権利確定に必要な勤務期間がない場合は付与時に）費用計上すべきであるとする企業もある。

EITFは、それぞれの見解のメリットを審議し、それぞれの見解で報酬コストの測定と計上のタイミングの両方に重要な差異が生じる可能性があるとしている。また、EITFは本コンセンサスによる改訂が、最近改訂されたIFRSの業績条件の定義から乖離することを認めている。IFRS第2号の最近の改訂では、勤務条件期間後に達成される可能性がある業績目標は、業績条件としては会計処理されないとしている。

次のステップ

FASBはこの最終コンセンサスの承認を検討する。

【コンセンサス案】

特定の状況における新しい会計の基礎（プッシュダウン）の認識（EITF論点12-F）

2014年3月の会議において、EITFは、プッシュダウン会計を選択できる、または強制される場合、及びプッシュダウン会計を適用すべきとなる条件について代替案を審議した。EITFは、プッシュダウン会計は、親会社が支配を新たに獲得した際（取得時）に被取得企業が選択できるとするコンセンサス案に達した。EITFは、プッシュダウン会計の適用をどのようなケースで禁止または強制すべきかについては特定しなかった。

プッシュダウン会計を適用するか否かの決定は、親会社が支配を新たに獲得ごとに独立して行われる。プッシュダウン会計の適用を選択した企業は、財務諸表利用者がプッシュダウン会計の内容と影響を評価できるように、ASC Topic 805「企業結合」の開示規定を適用することが要求される。このコンセンサス案は、移行措置として将来に向けた適用を提案している。

このコンセンサス案により、プッシュダウン会計に関する現行のSECガイダンスは変更されない。

背景及び所見

プッシュダウン会計を適用した場合、被取得企業の個別財務諸表は、取得企業の取得価格を基礎として修正再表示される。現行のU.S. GAAPは、プッシュダウン会計を適用すべきか否かまたどのような場合に適用すべきかについて、限定的なガイダンスしか提供していない。SECのスタッフは、プッシュダウン会計に関するガイダンスをSEC登録企業向けに提供しており、それによれば、企業は、企業結合の結果、被取得企業が実質的に完全に所有される場合は、取得企業の会計の基礎を反映するように被取得企業の個別財務諸表を調整しなければならない。

次のステップ

FASBはこのコンセンサス案の承認を検討する。

【その他の討議された論点】

連結された債務担保金融事業体(Collateralized Financing Entity)の金融資産及び金融負債の測定(EITF論点12-G)

EITFは、以前にも債務担保金融事業体(collateralized financing entity, CFE)の測定について審議しているが、この論点の適用範囲に関して見解が分かれるため、追加的な審議のためEITFに差し戻された。EITFは、2013年11月14日の会議で合意したCFEの測定アプローチについては変更しなかった。

EITFは2013年11月の会議で、CFEの金融資産及び金融負債の公正価値のうち、より観察可能な公正価値に基づいて測定することで合意した。金融資産の公正価値がより観察可能と判断される場合、金融負債は金融資産の価値に基づいて測定されることになる。同様に、金融負債の公正価値がより観察可能と判断される場合、金融資産は金融負債の価値に基づいて測定されることになる。また、CFEを連結することによる純損益への影響額は、報告企業が保有するCFEへの受益持分(報告企業がCFEに提供したサービスへの報酬に関連するものを除く)の公正価値の変動と等しくなることを、EITFは過去に合意している。

EITFは2014年3月13日の会議で、この測定アプローチはCFEの金融資産及び金融負債のすべてが公正価値で測定されている状況において認められると暫定的に決定した。親会社がCFEに移転した資産については、親会社における測定属性(公正価値または償却原価)が維持される。その結果、親会社が償却原価で測定していた資産がCFEへ移転された場合、CFEは通常、この測定アプローチを適用することはできない。

EITFは関連する論点について、将来の会議でさらなる審議が必要であることで合意した。

背景及び所見

CFEは、資産担保証券などの金融資産を保有し、投資家向けに受益証券を発行する企業である。これらの受益証券は通常、U.S. GAAPのもとで金融負債とみなされる負債性金融商品である。一般に、CFEは過小資本または資本を有しないため、変動持分事業体(variable interest entity, VIE)となり、そのためU.S. GAAPのもとでは、過半数の議決権持分を通じて支配していない企業に適用される連結規定の対象となる。したがって、企業がCFEの株式または受益持分を保有していなくても、その企業がCFEの資産運用会社であればCFEの主たる受益者となり、その結果、CFEを連結することが必要になることがある。資産運用会社は、CFEの投資ポートフォリオに関する意思決定を行うことにより、CFEの経営成績に最も重要な影響を与える活動を指示する権限を有することから、VIEであるCFEの主たる受益者となることがある。また、資産管理会社は、劣後の管理手数料を通じてCFEに重要となりうる利益を受け取る権利を有するケースもある。

CFEの連結が求められる多くの報告企業は、CFEの適格金融資産及び金融負債のすべてについて公正価値オプションを選択している。CFEの資産は、受益持分(すなわち負債)を返済する唯一の原資であり、その受益持分は管理手数料及びその他の経費を支払った後のCFEの資産からの全キャッシュフローを受け取る権利を有するが、CFEの資産の公正価値とその受益持分の公正価値に差額が生じることがある。この公正価値の差額は、CFEの資産とその受益持分との流動性リスクに基づく割引率の相違及び平均回収期間の不一致によりもたらされることがある。

連結したCFEの資産と負債の公正価値の差額に関する会計処理にはばらつきがある。主たる受益者の一部は、公正価値の差額を、連結損益計算書において損益として計上し、一方で連結損益計算書ではなく利益剰余金で直接認識している主たる受益者も存在する。

次のステップ

この論点は、2014年6月12日のEITFの会議において再度審議される。

株式の形式で発行されたハイブリッド金融商品に含まれる主契約が負債と資本のいずれにより類似しているかの判断(EITF論点13-G)

EITFは、株式の形式で発行されたハイブリッド金融商品に含まれる主契約が負債と資本のいずれにより類似しているかを判断するための評価を実施する際に、金融商品の条項や特性をすべて考慮することを要求する従来のコンセンサス案(全体アプローチ)を再確認した。

EITFは、主契約の性質の評価がすべての条項および特性の重要性に依存するため、このアプローチのもとでも依然としてばらつきが存在する可能性があることを認めた。このばらつきに対処するため、EITFは、金融商品に付随する様々な種類の条項や特性に付される重要性に関して、整合性を向上させるガイドラインの開発が可能であるかの追加的な分析及び調査をFASBスタッフに指示した。

背景及び所見

ハイブリッド金融商品(1つまたは複数の組込デリバティブ及び主契約を含む契約)を発行または保有する企業は、一定の要件を満たす場合、主契約から組込デリバティブを分離し、デリバティブとして会計処理することが要求される。その要件の1つとして、主契約と組込デリバティブが、密接に関連していない(not clearly and closely related)ことが明らかであることが挙げられる。企業が株式の形式でハイブリッド金融商品を発行する場合(例:優先株式)、組込デリバティブを分離するかの判断は、主契約の性質が負債と資本のいずれかにより類似しているかに一部依存する。主契約の性質の評価に用いられるアプローチは、実務上ばらつきがあり、主契約が負債と資本のいずれであるかの判定は、用いられるアプローチにより相違する可能性がある。前回のEITF会議で審議された主契約の評価アプローチには以下のものが含まれる。

■ 全体アプローチ(Whole-instrument Approach)

金融商品の条項や特性をすべて考慮し、個々の特性に関連する事実に基づき加重することにより、主契約を包括的に評価する。

■ カメレオン・アプローチ(Chameleon Approach)

分離するか否かの評価の対象となる組込デリバティブを除外する。主契約の評価を特性ごとに実施するため、同一の主契約がある評価では資本となるが、別の評価では負債となる可能性がある。

■ 純粋主契約アプローチ(Pure-hose Approach)

すべての組込デリバティブを除外する。

次のステップ

この論点について、FASBスタッフが追加的な調査を実施したうえで、将来の会議で審議する予定である。

【今後のEITFのアジェンダ】

EITFが2014年3月の会議で討議した前述の論点に加えて、今後の会議で討議する予定としてアジェンダに掲載されている論点は、以下のとおりである。

- 担保権行使時における特定の政府保証付き住宅担保ローンの分類(EITF論点13-F)

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人
US GAAPアドバイザリー室

e-Mail: AZSA-USGAAP@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、一定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが一定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

©2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

この文書はKPMG LLPが発行しているDefining Issues®
March. 2014, No. 14-15をベースに作成したものです。

上記の記述及び要約を、ASU案、SECレギュレーション及び潜在的または現行の規定の代用として取り扱わないようにご注意願います。U.S. GAAPを適用する企業またはSECへのファイリングを行う企業は、関連する法規制及び会計規定の原文を参照するとともに、自社の一定の状況を検討し、会計及び法律顧問に相談されることをお勧めいたします。

本ニュースレターの内容に関しご質問等がございましたら、エンゲージメント・チームの担当者までご連絡ください。